

法律第百十一号（平一七・一一・七）

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律

国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第八条中「給料月額を調整し、又は昇給期間を短縮する」を「号給を調整する」に改める。

附 則

この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

（総務・内閣総理大臣署名）